

政策整理番号 3

評価シート(A) (政策評価:政策を構成する施策の評価)

| | | | | | |
|------|-----|-------|--------------|-------|-----------------------------------------------------|
| 対象年度 | H18 | 作成部課室 | 保健福祉部 子ども家庭課 | 関係部課室 | 保健福祉部 子育て支援室, 障害福祉課, 経済商工観光部 産業人材・雇用対策課, 環境生活部 青少年課 |
|------|-----|-------|--------------|-------|-----------------------------------------------------|

A-1-1 政策と施策の関係・施策の体系

| | | | |
|-----|--------------------------|------|-----------|
| 政策名 | 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり | 政策番号 | 1 - 1 - 3 |
|-----|--------------------------|------|-----------|

政策概要 核家族化、少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。

| 施策番号 | 政策を構成する施策名 施策の概要 | 政策評価指標 | 達成度 | 社会経済情勢を示すデータの推移 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----|-----------------|
| 1 | 安心して妊娠・出産ができる母子保健の充実 母体の変化の著しい妊娠、出産期において、母親の心身の健康を保ち、安心して妊娠・出産ができる環境をつくり、また、生まれた子が健やかに成長、発達できるような支援体制をつくります。 | | | |
| 2 | 出産や子育てのしやすい労働環境の整備 働いている人が出産や育児を行うときの負担を軽減し、子どもを育てている労働者の雇用の継続や再就職が円滑にできるような仕組みの充実を目指します。 | | | |
| 3 | 多様な保育サービスの充実 子どもを安心して生み育てるためには、出産後も働き続けられる環境等の整備が重要であることから、多様化する地域の保育ニーズに応じたサービスの充実を目指します。 | 保育所入所待機児童数 | C | 該当なし |
| 4 | 子育て家庭の経済的な負担の軽減 子どもを持った人が安心して子どもを育て、そして生活できるよう、子どもを育てていくことによって生じる経済的な負担を軽減します。 | | | |
| 5 | 子ども連れでも安心して活動できるまちづくり 子どもを連れていても、安心して気軽に買い物等ができるまちづくりを目指します。 | | | |
| 6 | 子どもと家庭を支える相談・支援体制の充実 子どもの虐待や不登校、育児不安など、子どもに関する問題が深刻化していることから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもと家庭を総合的に支援、育成する相談・支援体制の充実を図ります。 | 児童相談所における児童虐待相談の相談率 | A | 該当なし |
| 7 | 青少年の健全育成 県内各地で青少年の健全育成をテーマとした講演会や少年の主張大会などを開催し、健全育成運動の普及・定着化を図ります。 | 引きこもり支援機関の設置数 | A | 該当なし |
| | | 青少年育成市区町村民会議の設置率 | A | 該当なし |

政策評価指標の達成度:A(目標値を達成している)、B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している)
...(現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の詳細は各施策の「政策評価指標分析カード」を参照してください。

A-1 施策群設定の妥当性 適切

【評価の根拠】 各施策が政策の目的に沿っているか、社会情勢から見て必要か、重複や矛盾がないか
・「新みやぎ子どもの幸福計画」(宮城県次世代育成支援行動計画)に基づき、少子化の流れを変え、次世代の健全な育成を図るためにはこれらの施策を総合的に実施していく必要があり、各施策には特段の重複もなく、政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。

A-2 政策評価指標群の妥当性 概ね適切

【評価の根拠】 各政策評価指標は施策の有効性を評価する上で適切か
・施策番号3については、県の主な役割が市町村に対する財政支援から指導へと変化していることから、市町村の動向によるところが大きい指標を設定することには課題もあるが、重要な目標でありかつ他に適切な指標がないことから、やむを得ないものと評価する。その他の政策評価指標については適切であり、政策全体としては「概ね適切」と評価する。

A - 3 施策の有効性 有効

| 施策番号 | 施策の有効性 | 【評価の根拠】 「政策評価指標の達成度」及び「社会経済情勢を示すデータの推移」から見て施策が有効か |
|-------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | 概ね有効 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価指標では目標値に達していないが、一時・特定保育事業等各保育事業は着実に充実してきていることから、「概ね有効」と評価する。 ・女性の就労機会の増大などにより、保育需要は今後も増大すると見込まれる。多様な就労形態等に対応した保育サービスの充実、深刻化する少子化問題とも関わる重要な施策である。 |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | 有効 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や不登校問題をはじめとする子どもを取り巻く問題は一層深刻となっている状況を踏まえて事業が構成されており、政策評価指標上も目標値を達成しており「有効」と評価する。なお、相談件数の増加傾向と深刻化が今後も続く予想されることから、量・質ともに今以上の取組が求められている。 |
| 7 | 有効 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成を進めるためには「青少年は地域で育む」という視点から地域・家庭・学校・育成団体と連携した活動を展開する必要があるが、健全育成のための推進団体が県内各市区町村に設置されてきており、その数も年々増加している。 ・このため、青少年健全育成運動がますます普及、定着していくことが見込まれ、施策は有効であると判断している。 |
| 政策全体 | 有効 | <ul style="list-style-type: none"> ・3施策のうち2施策を「有効」、1施策を「概ね有効」と評価した。 ・政策評価指標からは施策番号3の「保育所入所待機児童数」について達成度が0となっている。これについては、待機児童数は微増となっているものの、県内の保育所定員は着実に増加しており、政策の方向性には沿っているものと認められる。 ・以上のことから、政策全体では「有効」と判断する。 |

A 政策評価(総括) 適切

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 【評価の根拠】 | A-1, 2, 3を総括し政策を総合的に評価 |
| ・少子化や子供に関する問題の深刻化などの昨今の社会情勢から、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりは急務であり、政策を構成する施策の必要性は十分に認められる。政策評価指標については、未達成の施策もあるが、方向性としては、政策目的の達成に向けて進んでいると考えられることから、政策は「適切」と判断する。 | |
| 【課題】 | この政策(各施策)における今後の課題等を記載 |
| ・この政策については、施策3についての取組で保育所定員数の増加を上回る保育需要があり、政策評価指標の仮目標値の達成が困難な状況となっている。待機児童の多い市町村を中心に、引き続き待機児童解消を図るよう指導を行う必要がある。 | |